

インジウムの健康障害防止のための技術的指針の策定について(修正)

1 趣旨

インジウム・スズ酸化物(ITO)は、テレビ、パソコンに使用される液晶等の電極の原料等として使用されているが、平成 16 年に ITO 液晶の製造工程等において ITO の粉じんを吸入した作業者が肺疾患を発症する労働災害が発生したことから、同年 7 月行政通知により、ITO 製造事業者に対し、健康障害防止対策の徹底を求めてきたところである。

また、平成 21 年度には、行政検討会で ITO を含む「インジウム及びその化合物」のリスク評価(初期リスク評価)を実施したが、この結果、複数の事業場において健康障害を起こす可能性のある高い粉じんインジウム濃度を確認したことから、規制の導入を前提として、詳細なリスク評価を実施している。

さらに、ITO を取扱う企業グループの出資により実施された動物試験(ITO 研削粉の吸入によるがん原性試験)の結果(本年6月公表)において、低濃度の吸入ばく露により発がんを含む肺疾患を起こすことが確認された。

このため、事業場において健康障害防止対策の導入を加速するため、インジウムによる健康障害防止のための技術的指針を策定することとする。

2 検討方針

(1) 検討事項

平成16年のばく露防止対策の行政通知の発出後、収集された新たな知見を踏まえ、以下の事項について検討する。

- ① 作業環境管理における濃度基準
- ② 健康診断項目
- ③ 新たな作業管理対策
- ④ 使用が推奨される保護具 等

(2) スケジュール

平成 22 年 8 月以降、小検討会を 3~4 回程度開催し、上記事項の検討を行い、9 月末を目途に技術的指針案の取りまとめを行う。

(3) その他

ITO による健康障害防止については、当該物質を取り扱う事業者の取組が進んでいることから、これら事業者から取組状況、技術的課題等を聴取し、効率的に検討を進めることとする。